

J S S C 低層ビルシステム使用許諾契約書

社団法人日本鋼構造協会（以下「協会」という）は、システム利用登録者(以下「登録者」という)に、ダウンロードその他の手段により提供されたソフトウェア（以下「本ソフト」という）を使用する権利を下記条件で許諾します。

1. 著作権

本ソフトおよび本ソフトとともに提供される利用マニュアルおよび設計仕様書等の関連資料（以下「関連資料」という）に関する著作権等の知的財産権は、協会に所属し、日本の著作権法等その他関連して適用される法律等によって保護されています。従って本ソフトを第三者に使用許諾、貸与またはリースすることは出来ません。また本ソフトを、全部または一部を複製、改変等を行うことは出来ません。

2. 利用登録

- (1) 登録者は、本ソフトの使用許諾契約書に同意し、協会所定の手続きにより申込・登録した法人（事業所単位）又は個人とします。
- (2) 本ソフトを利用するためには、登録者は登録時に付与される利用者番号、CD-ROMに付与される7桁のCDシリアル番号が必要になります。
- (3) 協会は利用者番号、CDシリアル番号の管理不十分、使用の過誤による損害について責任を負いません。

3. 利用料金

- (1) 初回登録料 ￥6,000・（初回利用登録時のみ）
- (2) 年間利用料 ￥24,000・（初年度は初回利用登録時支払う）
（但し、平成20年度分は￥12,000とする）
- (3) 年間利用料は4月1日から翌年の3月31日までの期間とし、毎年4月に年間利用料を請求する。
- (4) 年間利用料の支払いが指定期日までに入金されない場合、本ソフトの利用ができなくなることがある。

4 契約解除

- (1) 協会は、登録者が登録事項、ならびに本ソフトの使用許諾契約書に違反した場合、また登録者が本ソフトの利用が著しく困難となるおそれがある行為をした場合には、登録者に通知の上、本契約を解除できるものとする。
- (2) 登録者は、本契約が終了したときは直ちに本ソフトおよび関連資料を廃棄するものとする。

5 限定保証

協会は、本ソフトの維持に努めるが、本ソフトに関していかなる保証も行わない。従って、本ソフトに関して発生するいかなる問題も、登録者の責任および費用負担により解決されるものとする。

6 責任の権限

協会は、いかなる場合も、登録者の逸失利益、特別な事情から生じた損害（損害発生につき協会が予見し、または予見し得た場合を含む）および第三者から利用者に損害賠償等の請求による損害について、一切責任を負わない。

7 その他

本契約に関連又は起因する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決するものとする。